

税制改正期限切れ項目

制度調査部

吉井 一洋

鈴木 利光

つなぎ法案の対象項目と対象外項目

【要約】

- 2008年度税制改正の審議の行方に注目が集まっている。
- 道路特定財源関連の暫定税率の扱いについて与野党の合意は見られないが、2008年期限到来項目のうちに緊急を要する項目に対しては、つなぎ法案により5月末まで適用期限を延長することとなる模様である。
- 当レポートでは、2008年度税制改正で手当てをされなければ適用期限が切れてしまう項目のうち、つなぎ法案に盛り込まれている項目とそれ以外の項目について、国税関係を中心にリストアップする。

1. つなぎ法案に盛り込まれた項目

◎現段階で詳細は明らかになっていないが、つなぎ法案に盛り込まれている項目は次のとおりであると思われる。(民主党が参議院提出法案で適用期限延長を求めていた i～vii に自動車取得税の軽減措置延長を追加)

- i. 外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の非課税措置
- ii. 特別国際金融取引勘定（オフショア勘定）に経理された預金等の利子の非課税措置
- iii. 土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減、特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の軽減など、登録免許税の軽減措置
- iv. 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例
- v. 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例
- vi. 特定の用途に供される揮発油税に係る揮発油税及び地方道路税の免税
- vii. 特定の輸入石油製品などに係る石油石炭税の特例
- viii. 自動車取得税の軽減措置

◎具体的には、図表1の項目が対象になるものと思われる。

図表1 日切れ項目リスト(つなぎ法案による延長対象)

- ◎マンション建替事業の施行者等が受ける権利変換手続開始の登記等に対する登録免許税の免税措置
- ◎土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ◎特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ◎農地保有合理化法人が農用地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ◎漁業協同組合が水産業協同組合法の規定により漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継をした場合の不動産の所有権の移転登記等に対する登録免許税の軽減措置
- ◎農林中央金庫等が行う組織再編成によってする登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ◎特別国債金融取引勘定において経理された預金等の利子の課税の特例
- ◎外国金融機関等の債券現先取引に係る利子の課税の特例
- ◎産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ◎預金保険法に規定する第1号措置を行うべき旨の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による金融機関の株式の引受けに伴い、当該金融機関が受ける資本金の額の増加の登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ◎国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- ◎関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の免税措置
- ◎輸入石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の免税措置
- ◎入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置
- ◎入国者が輸入する紙巻きたばこに係るたばこ税の税率の特例措置
- ◎特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置
- ◎国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得するバスに係る自動車取得税の非課税措置
- ◎排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置
- ◎車両総重量が3.5トンを超えるディーゼル車に係る税率の特例措置

(出所) 大和総研制度調査部作成

- ◎道路特定財源の暫定税率の延長等は、当然のことだが、つなぎ法案には盛り込まれていない。
- ◎民間国外債に関しては、政府・与党の税制改正法案も民主党案の参議院提出法案でも下記の内容となっている。しかし、この項目は、つなぎ法案に盛り込まれていないものと思われる。
- 民間国外債等の非居住者・外国法人の受取利子の非課税の対象の範囲に、一定の外国法人が発行する債券の利子を加える。
- その上で、適用期限を2008年3月31日から2年間延長する。
- ◎住宅取得等資金の相続時精算課税の特例の適用期限(2007年12月31日)の2年間延長もつなぎ法案には盛り込まれていないものと思われる。
- ◎上記を含めて、期限切れ項目のうち、つなぎ法案で手当てされていない項目(国税関係)を挙げると、次のページの図表2のとおりである。

3. 議論の行方

- ◎現在のところ、今後の展開として例えば、次のような展開が想定されているようである。
 - (1) 3月31日につなぎ法案が可決・成立
 - (2) その後、与党は、2月29日に衆議院で採決された税制改正法案が参議院で、4月29日にみなし否決されるのを待ち、衆議院で再議決する。
- ◎2008年4月1日から(2)による改正税法成立後までの間に発行した民間国外債については、非居住者や外国法人の受取利子に対して課税されることになる。もっとも、(2)の政府・与党の修正案で遡及して適用することも考えられる。しかし、その場合でも、法律が成立する前の不安定な状況

での債券発行を、民間企業は回避するのではないかと思われる。

◎2008 年度の基本的な税制改正項目、即ち、証券税制改正、公益法人関係税制の見直し、研究開発税制・情報基盤強化税制・中小企業関係税制、土地・住宅税制の改正などの成立も (2) の段階まで先送りされる。

図表 2 期限切れ項目リスト (国税関係)

- 情報基盤強化税制
- 中小企業投資促進税制
- 交際費等の損金不算入制度 中小企業者に係る 400 万円の定額控除
- 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度について、中小企業の設立後 5 年間に生じた欠損金額に係る適用除外措置
- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- 認定 N P O 法人制度の認定要件のうち、いわゆるパブリック・サポート・テストについて、5 分の 1 以上とする特例
- エネルギー需給構造改革推進促進税制
- 地震防災対策用資産の特別償却制度における耐震改修工事に係る措置
- 金属鉱業等鉱害防止準備金制度
- 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金制度
- 揮発油税及び地方道路税の税率の特例措置
- 自動車重量税の税率の特例措置 (2008. 4. 30 期限)
- 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例
- 優良賃貸住宅の割増償却制度における中心市街地優良賃貸住宅に係る措置
- 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例 (2007. 12. 31 期限)
- 農地等に係る贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている者が特例適用農地等のすべてについて一定の農業生産法人に使用貸借による権利の設定をした場合において贈与税の納税猶予の特例を継続する措置
- 清酒等に係る酒税の税率の特例措置
- ビールに係る酒税の特例措置
- 民間国外債等の利子の課税の特例
- 再商品化設備等の特別償却制度
- 公共交通機関に係る障害者対応設備等の特別償却制度
- 海外投資等損失準備金制度
- 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置
- 輸入農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の免税措置
- 国産石油化学製品製造用揮発油等に係る石油石炭税の還付措置
- 国際農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の還付措置
- 交際費等の損金不算入制度
- 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例
- 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度

(出所) 大和総研制度調査部作成